

令和8年度長泉町一般廃棄物最終処分場 地下水質基準 分析結果 (年1回項目)

測定項目	単位	上流井戸分析結果	下流井戸分析結果	基準値
カドミウム	mg/L			1ℓにつき0.01mg以下
全シアン	mg/L			検出されないこと
鉛	mg/L			1ℓにつき0.01mg以下
六価クロム	mg/L			1ℓにつき0.02mg以下
砒素	mg/L			1ℓにつき0.01mg/L
アルキル水銀	mg/L			検出されないこと
総水銀	mg/L			1ℓにつき0.0005mg以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L			検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L			1ℓにつき0.02mg以下
四塩化炭素	mg/L			1ℓにつき0.002mg以下
1・2-ジクロロエタン	mg/L			1ℓにつき0.004mg以下
1・1-ジクロロエチレン	mg/L			1ℓにつき0.1mg以下
1・2-ジクロロエチレン	mg/L			1ℓにつきシス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレンの合計量0.04mg以下
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L			1ℓにつき1.00mg以下
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L			1ℓにつき0.006mg以下
トリクロロエチレン	mg/L			1ℓにつき0.03mg以下
テトラクロロエチレン	mg/L			1ℓにつき0.01mg以下
1・3-ジクロロプロペン	mg/L			1ℓにつき0.002mg以下
チウラム	mg/L			1ℓにつき0.006mg以下
シマジン	mg/L			1ℓにつき0.003mg以下
チオベンカルブ	mg/L			1ℓにつき0.02mg以下
ベンゼン	mg/L			1ℓにつき0.01mg以下
セレン	mg/L			1ℓにつき0.01mg以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L			1ℓにつき10mg以下
ふっ素	mg/L			1ℓにつき0.8mg以下
ほう素	mg/L			1ℓにつき1mg以下
1・4-ジオキサン	mg/L			1ℓにつき0.05mg以下
クロロエチレン	mg/L			1ℓにつき0.002mg以下
ダイオキシン類	pg/L			1ℓにつき1pg-TEQ以下

令和8年度測定結果分析中

※備考

「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が該当検査方法の定量限界を下回ることをいう。

令和8年度長泉町一般廃棄物最終処分場【地下水等検査項目】

検査項目	試料採取場所	4月8日												備考
		4月20日												
pH	上流井戸	8.4												1ヶ月毎更新
	下流井戸	7.6												1ヶ月毎更新
電気伝導率 (ms/m)	上流井戸	24												1ヶ月毎更新
	下流井戸	31												1ヶ月毎更新
塩化物イオン濃度 (mg/L)	上流井戸	8.9												1ヶ月毎更新
	下流井戸	20												1ヶ月毎更新

※ 試料採取場所 上段：採水年月日 下段：測定結果が得られた日

令和8年度長泉町一般廃棄物最終処分場 放流水質基準 分析結果 (年1回項目)

測定項目	基準値	測定結果	基準値
アルキル水銀	検出されないこと		検出されないこと
総水銀	≦0.005mg/L		1ℓにつき0.005mg以下
カドミウム	≦0.10mg/L		1ℓにつき0.10mg以下
鉛	≦0.10mg/L		1ℓにつき0.10mg以下
有機燐化合物	≦1.00mg/L		1ℓにつき1.00mg以下
六価クロム	≦0.20mg/L		1ℓにつき0.20mg以下
砒素	≦0.10mg/L		1ℓにつき0.10mg以下
シアン	≦1.00mg/L		1ℓにつき1.00mg以下
ポリ塩化ビフェニル	≦0.003mg/L		1ℓにつき0.003mg以下
トリクロエチレン	≦0.30mg/L		1ℓにつき0.30mg以下
テトラクロエチレン	0.10mg/L		1ℓにつき0.10mg以下
ジクロロメタン	≦0.20mg/L		1ℓにつき0.20mg以下
四塩化炭素	≦0.02mg/L		1ℓにつき0.02mg以下
1・2-ジクロロエタン	≦0.04mg/L		1ℓにつき0.04mg以下
1・1-ジクロロエチレン	≦1.0mg/L		1ℓにつき1.0mg以下
シス-1・2-ジクロロエチレン	≦0.40mg/L		1ℓにつき0.40mg以下
1・1・1-トリクロロエタン	≦3.0mg/L		1ℓにつき3.0mg以下
1・1・2-トリクロロエタン	≦0.06mg/L		1ℓにつき0.06mg以下
1・3-ジクロロプロペン	≦0.02mg/L		1ℓにつき0.02mg以下
チウラム	≦0.06mg/L		1ℓにつき0.06mg以下
シマジン	≦0.03mg/L		1ℓにつき0.03mg以下
チオベンカルブ	≦0.20mg/L		1ℓにつき0.20mg以下
ベンゼン	≦0.10mg/L		1ℓにつき0.10mg以下
セレン	≦0.10mg/L		1ℓにつき0.10mg以下
ほう素	≦10mg/L		1ℓにつき10mg以下
ふっ素	≦8.0mg/L		1ℓにつき8.0mg以下
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物、硝酸化合物	≦100mg/L		1ℓにつき≦100mg以下
ルマルヘキサン抽出物 (鉱油類含有量)	≦5.0mg/L		1ℓにつき5.0mg以下
ルマルヘキサン抽出物 (動植物油脂類含有量)	≦30mg/L		1ℓにつき30mg以下
フェノール	≦5.0mg/L		1ℓにつき5.0mg以下
銅	≦3.0mg/L		1ℓにつき3.0mg以下
亜鉛	≦2.0mg/L		1ℓにつき2.0mg以下
溶解性鉄	≦10mg/L		1ℓにつき10mg以下
溶解性マンガン	≦10.0mg/L		1ℓにつき10.0mg以下
クロム	≦2.0mg/L		1ℓにつき2.0mg以下
大腸菌数	≦800CFU/mL		1cm <sup>3</sup> につき800コロニー形成単位/mL以下
窒素	≦120mg/L		1ℓにつき120(日間平均60)mg以下
燐	≦16mg/L		1ℓにつき16(日間平均8)mg以下
1・4-ジオキサン	≦0.5mg/L		1ℓにつき0.5mg以下
ダイオキシン類	≦10pg-TEQ/L		1ℓにつき10pg以下

令和8年度測定結果分析中

備考

- 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 「日間平均」による排水基準値は、一日の排水の平均的な汚染状況について定めたものである。
- 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 酸素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1ℓにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 燐流量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

令和8年度長泉町一般廃棄物最終処分場【放流水等検査項目】

検査項目	基準値	4月8日												備考
		4月20日												
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下	7.7												1ヶ月毎更新
浮遊物質(SS) mg/L	1ℓにつき 10mg以下	1.2												1ヶ月毎更新
生物化学的酸素 要求量(BOD) mg/L	1ℓにつき 20mg以下	0.6												1ヶ月毎更新
化学的酸素要求量 (COD) mg/L	1ℓにつき 90mg以下	13												1ヶ月毎更新
全窒素(T-N) mg/L	1ℓにつき 120mg以下	20												1ヶ月毎更新

※ 試料採取場所 上段：採水年月日 下段：測定結果が得られた日

